

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

1, 730, 302 円

2 被害者

市内在住者

3 事故の概要等

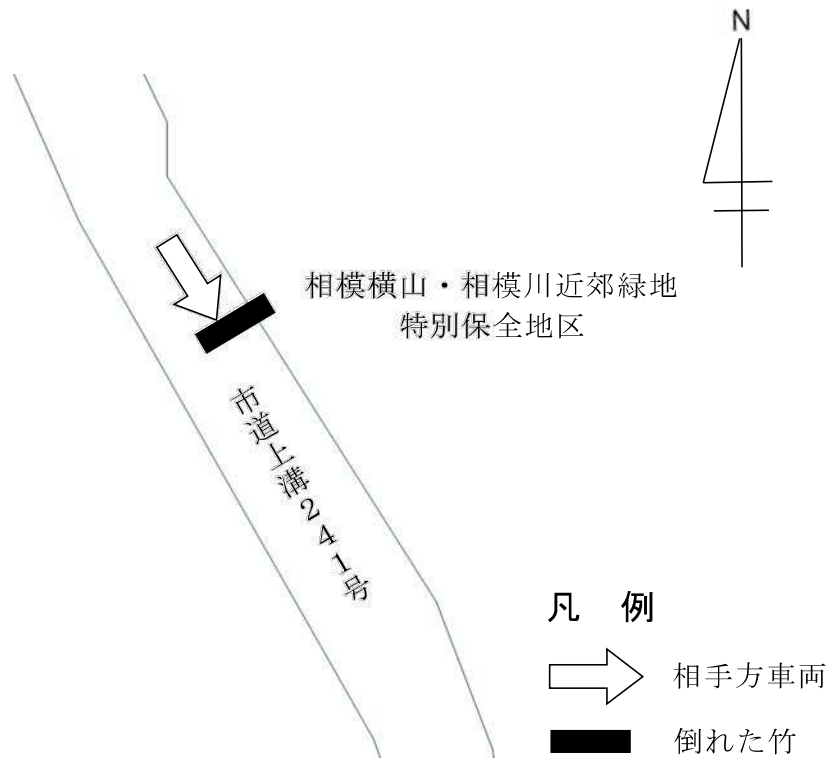
令和 8 年 1 月 11 日午後 9 時 40 分頃、相模原市中央区上溝 5 丁目 14 番地内の本市が維持管理している相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区の市有地から倒れて道路上に張り出していた竹が、走行していた被害者が運転する普通乗用車に当たり、フロントバンパー等を破損させたものである。

(本市の責任割合 100%)

提案の理由

市が維持管理する近郊緑地特別保全地区の管理^{かし}瑕疵による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



2 相手方の被害

普通乗用車フロントバンパー、サイドミラー、ホイール、リアバンパー等破損

3 損害賠償額

1,730,302円

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 損害賠償額

9,676,077円

2 被害者

乙(市内在住者)ほか5名(市外在住者)(いずれも甲の相続人)

3 事故の概要等

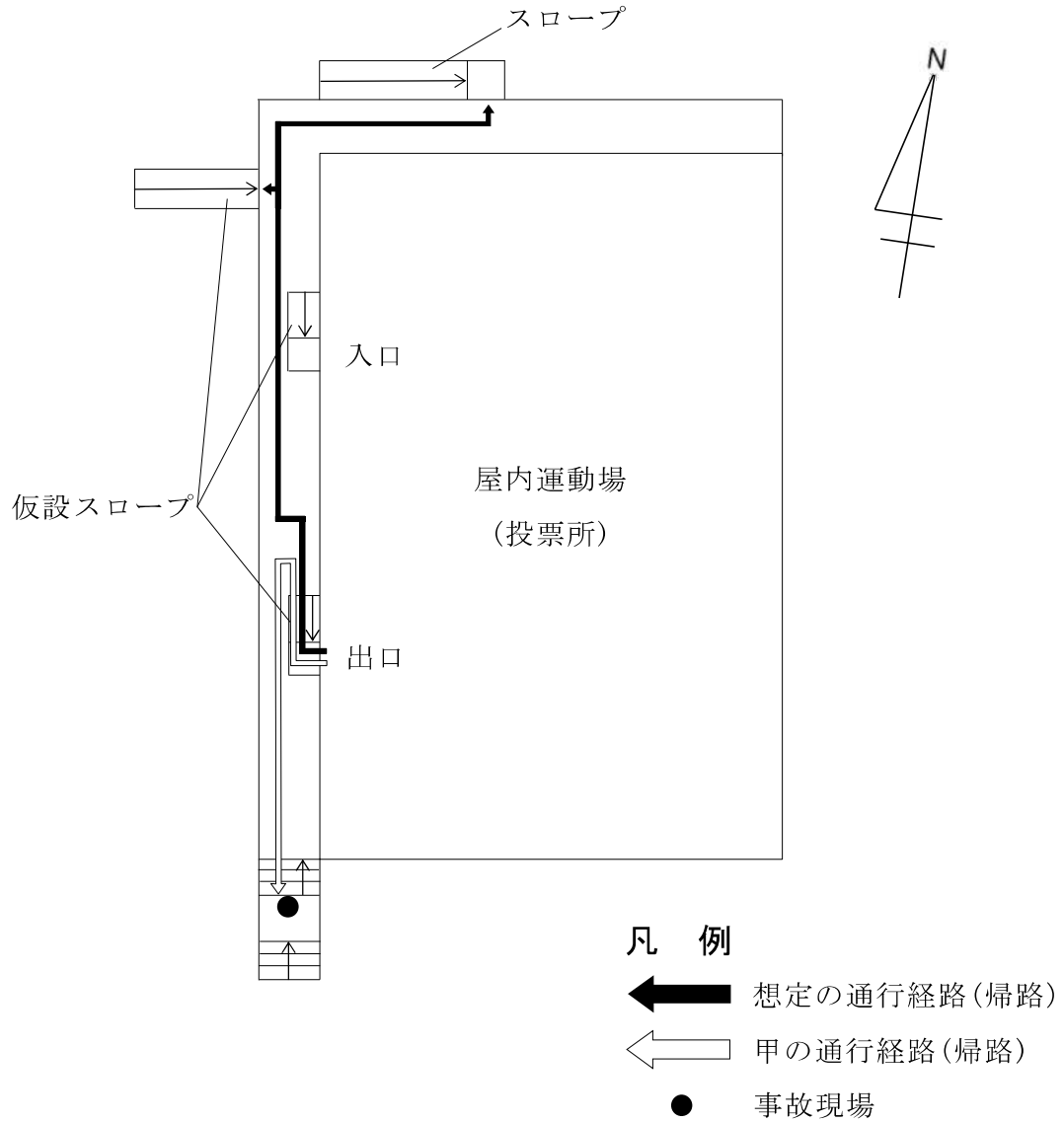
令和7年7月20日午後5時43分頃、南区選挙管理委員会が相模原市南区内の市立小学校屋内運動場で運営していた第27回参議院議員通常選挙の投票所付近において、投票を終えた甲及びその配偶者である乙が通行の規制をしていなかった想定の際路以外の通路を歩行していた際、甲が、当該通路上の階段の傾斜のある段でつまずいて転倒し、同月27日に死亡したものである。

(本市の責任割合 50%)

提案の理由

参議院議員通常選挙の投票所の運営に係る過失による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



2 相手方の被害

死亡逸失利益、死亡慰謝料、葬儀代等

3 損害賠償額

9,676,077円

相互救済事業の委託について
次のとおり、相互救済事業を委託する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 対象の財産

相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第2条第4号に規定する市営住宅及び同条第5号に規定する共同施設

2 委託の相手方

東京都港区虎ノ門2丁目3番17号

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

理事長 麦島健志

提案の理由

火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業を委託いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第1項の規定により提案するものである。

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の概要

代 表 者	麦島 健志
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号
設 立 年 月 日	昭和25年3月31日
役 員 数	役員17名(理事14名、監事3名)
目 的	公営住宅を経営する地方公共団体から地方自治法第263条の2の規定に基づく住宅の損害に対する相互救済事業の委託を受けて、住宅の火災(落雷及び爆発を含む。以下同じ。)による損害(消火活動に伴う損害を含む。以下同じ。)について相互救済事業を行うとともに、併せて住宅・施設の災害防止事業への助成を行い、地方公共団体の経営する住宅の機能の維持改善に資することにより、国民の住生活の安定確保及び向上に寄与することを目的とする。
事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体の経営する住宅の火災による損害についての相互救済事業 (2) 住宅及び入居者の共同の福祉のために必要な施設(以下「共同施設」という。)の修復に加えて行う修復・改善事業に対する助成事業 (3) 火災以外の災害(地震による火災を含む。)により損害を受けた住宅に対する見舞金交付事業 (4) 住宅及び共同施設の防火及び防災等に関する助成事業 (5) 住宅に係る災害共済事業に関する調査研究事業 (6) 住宅の災害防止に関する調査研究事業 (7) 前各号の事業に付随する事業 (8) 所有建物の賃貸に関する事業 (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業